

平成24年5月14日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 共同支出の交際費等の取扱い

自社の強みを生かし、他社と手を組んで新商品の開発を共同で手掛けることは珍しくありません。その新商品の発表会、又は販売店等に対する接待等を行う際には、開発に携わった各社で費用を分担することになるでしょう。

1社が幹事社として接待の計画を立て、当日の接待行為、費用の支払いなどを行い、その他の社はその費用の一部を負担するものとした場合、幹事社に対して各社が支払った費用が共同で行った接待に係るものであることが客観的にわかるようにしておく必要があります。

### I. 共同接待の例示

交際費等の額は、その支払方法や名義の如何を問わず、実質的に負担した金額をいうため、2以上の法人が共同して接待等を行い、その費用を分担した場合、それぞれが実際に負担した金額がそれぞれの交際費等の額となります。

例えば、接待にかかった費用の総額が100万円で、幹事社のA社が30万円、共同で接待を行うB社が70万円を負担する。会場に接待費を支払い、当日の接待を行うのは幹事社のA社とした場合、B社がA社に支払った70万円がB社の交際費等の額となり、A社は会場に支払った100万円のうち、B社から受取った70万円を控除した残りの30万円が実質負担分の交際費等の額となります。

しかし、B社がA社に対して支払った70万円が、A社との共同接待に係る費用としてではなく、A社に対する交際費等と認定されれば、B社の交際費等の額は70万円となることに変わりはありませんが、A社の交際費等の額は実質負担分の30万円ではなく、総額の100万円となってしまいます。さらに、B社から受取った70万円が雑益として計上されます。

### II. 共同接待であることを証明する書類の保存が不可欠

B社がA社に支払った金額が共同接待費であることが客観的にわかるよう、事前に、接待内容等を共有しておくだけでなく、接待内容、費用の総額、各社の負担額などが記載された書類を保存しておくことが必要となります。

なお、交際費等の額から除かれる一人あたりの飲食費5,000円以下の判定については、原則、自社が負担した金額ではなく、飲食費の総額を基に、人数按分を行います。

ジョイントベンチャー工事における交際費等については、ジョイントベンチャーに出資している持分割合を基に、自社の交際費等の額を計算します。